

三重大学学業優秀学生表彰に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人三重大学学則第56条及び三重大学大学院学則第48条の規定に基づき、三重大学(以下「本学」という。)の学業優秀学生に係る表彰(以下「学業優秀学生表彰」という。)に関し必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 学業優秀学生表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- 一 在学期間中において、極めて優秀な学業の成果を挙げ、高い評価を受けた者であって、本学の教育活動に関する他の学生の模範となったもの
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会から高い評価を受けた者であって、本学の教育活動に関する他の学生の模範となったもの
- 三 その他前2号と同等以上の学業優秀学生表彰に値する業績等があったと認められる者

(表彰候補者の推薦)

第3条 学部長又は研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる者があった場合には、学業優秀学生表彰の候補者として所定の期日までに学長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条により推薦を受けた場合には、被表彰者を決定する。

(表彰状の授与)

第5条 学業優秀学生表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状の書式は、別紙様式による。ただし、特に学長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 表彰状に併せて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 卒業生に対する学業優秀学生表彰は、三重大学位記授与式に併せて行うものとする。

- 2 在学生に対する学業優秀学生表彰は、本学記念日に行う。ただし、特に学長が認めた場合は、この限りでない。

(事務)

第7条 学業優秀学生表彰に関する事務は、学務部教務チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるものほか、学業優秀学生表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

別紙様式（第5条関係）

三重大学

第 号



学長賞

○○学部○○学科（又は課程）

又は○○研究科○○専攻

氏 名

年 月 日生

あなたは学業に励み優秀
な成果を挙げられました
よってその功績を讃え
これを賞します

年 月 日

三重大学長 ○○○○印